

消費税申告説明会

インボイス発行事業者は消費税の確定申告が必要です!

消費税のインボイス制度(適格請求書等保存方式)が令和5年10月1日に開始されています。

令和5年10月1日からインボイス発行事業者となった場合は、登録日である令和5年10月1日以降の売上げ等について、消費税の申告が必要となります(10月1日以降に登録されている方も必要です)。

今回、初めて消費税の課税事業者になられた方々を対象に、消費税の計算方法など消費税の確定申告に関する説明会を以下のとおり無料で開催いたします。是非、説明会への参加をお申込みください。

日時 令和5年12月8日(金)14時~15時30分

会場 泉大津商工会議所 2階大ホール(泉大津市田中町10番7号)


※近隣の有料駐車場をご利用ください


対象者 免税事業者からインボイス発行事業者になられた方

受講料 無料 **定員** 60名 **講師** 泉大津税務署 担当職員

本セミナーに関する問い合わせ先

泉大津商工会議所 経営支援課  泉大津市田中町10番7号

 0725-23-1111

 0725-23-1115

消費税申告説明会申込書 (切り取らずにお送りください)

FAX:0725-23-1115

申込日:令和5年 月 日

事業所名		電話番号	
所在地		業種	
参加者名	①	②	

※申込書に記載頂いた情報は、主催からの各種連絡・情報提供のために利用するなど、当該事業の目的以外には一切使用致しません。